

(仮称) 流山市地域支え合い活動の推進条例の制定について

1 制定の背景及び趣旨

近年、長寿・人口減少社会の到来をはじめとした社会環境の変化に伴い、家庭や地域における人間関係の希薄化が進む中で、誰にも看取られずに亡くなる、いわゆる「孤独死」が社会問題となるなど、支援を必要とする高齢者等の社会的な孤立の危険が地域社会にとって大きな課題となっています。

高齢者等が地域社会から孤立することを防止し、地域での自立した生活を支えていくためには、行政が提供する介護保険などの公的なサービスを充実させるだけでなく、地域においても、その地域の実情を理解している自治会等が主体となった支え合い活動の展開が重要となっています。

本市では、平成24年6月に“地域のきずなで孤独死ゼロへ”を目指して「流山市地域見守りネットワーク」を発足させ、自治会を中心に民間業者や民生委員児童委員などと連携した日常的な見守り体制の構築を進めてきました。

しかし、175自治会の中で見守り活動を実施している自治会は現時点で30自治会に留まっており、また見守り活動を実施している自治会にあっても対象者の把握に苦慮している状況にあります。

全市的な普及が進まない背景として、自治会等に市から個人情報を提供するに当たり、個別に対象者本人の同意を得ることとしており、結果として、提供できる情報が本人からの希望に依って掲載される限られた範囲の名簿に留まっていることが最大の要因と認識しています。

平成23年3月11日に発生した東日本大震災においては、被災地全体の死者数のうち65歳以上の高齢者の死者数は約6割、障害者の死亡率は被災住民全体の死亡率の約2倍に上り、消防職員・消防団員、民生委員などの支援者も多数犠牲となりました。

この教訓も踏まえて、平成25年6月に災害対策基本法の一部改正が行われ、市町村は避難行動要支援者を把握して避難行動要支援者名簿を作成することが義務付けられるとともに、本人の同意を得られない場合を除き、避難支援等関係者に記載された名簿情報をあらかじめ提供することなどが規定されました。(※名簿情報の事前提供は、本人の同意があることが前提とされていますが、本人の同意がなくても平

常時から名簿情報を外部に提供できる旨を市町村が条例で別に定めている場合は、本人の同意を要しないこととされています。)

本市では、この法改正を重要な転機と捉え、拒否の意思表示がないひとり暮らしの高齢者等について、日常的な見守り活動や災害時の避難支援の実施に携わる自治会等に必要な情報をあらかじめ提供できるよう、個人情報等の取扱い等の必要な事項を定める「(仮称)流山市地域支え合い活動の推進条例」を制定し、もって日常的な見守り活動や災害時の避難支援のためのより実効性のある体制の構築に繋げようとするものです。

2 条例の主な内容

条例に定めようとする主な内容については、下記のとおりです。

(1) 当該条例における「支え合い活動」とは、支援を必要とする者に対する次に掲げる活動をいう。

- ① 地域において日常的に生活の状況を見守る活動
- ② ①に付随して行われる日常生活を支援するための活動
- ③ 市等が実施する保健医療サービス、福祉サービスその他の支援を必要とする者が必要とするサービスを円滑かつ適切に利用することができるようにするための活動
- ④ 支援を必要とする者の生命、身体又は財産に危険が生じ、又は生ずるおそれがある場合に、当該支援を必要とする者の生命、身体又は財産を円滑かつ迅速に保護することができるようにするための活動

(2) 団体等に対して提供することができる情報の対象者は次に掲げる者とする。

- ① 75歳以上の単身の世帯に属する者
- ② 75歳以上の者のみで構成される世帯に属する者
- ③ 身体障害者手帳(1、2級)の交付を受けている者
- ④ 精神障害者保健福祉手帳(1級)の交付を受けている者
- ⑤ 療育手帳(A等)の交付を受けている者
- ⑥ 要介護(3以上)の認定を受け居宅で生活している者
- ⑦ その他市長が必要と認めた者(①②以外の高齢者、乳幼児、妊産婦、外国人等)

(3) 情報を提供することができる団体等は次のとおりとする。

- ① 自治会
 - ② 社会福祉協議会
 - ② 地区社会福祉協議会
 - ③ 民生委員
 - ④ 児童委員
 - ⑤ 警察署
 - ⑥ 消防署
- (4) 提供することができる情報は次のとおりとする。
- ① 氏名
 - ② 生年月日
 - ③ 性別
 - ④ 住所又は居所
 - ⑤ 電話番号その他の連絡先
 - ⑥ 支援等を必要とする事由
 - ⑦ その他市長が必要と認める事項
- (5) (2)の対象者のうち、次に掲げる場合について情報を提供することができる。
- ① 【(2) ①②】に該当する高齢者
当該者からの同意を得ることなく情報の提供を行うことができる。
ただし、当該者から不同意の申出があった場合は、当該者に係る情報の提供は行わない。
 - ② 【(2) ③④⑤⑥】に該当する障害者、要介護認定者
当該者からの同意を得たのちに情報の提供を行うことができる。
 - ③ その他【(2) ⑦】に該当する者
本人の申出があった場合に情報の提供を行うことができる。
- (6) 自治会及び地区社会福祉協議会に対する情報の提供の手続は次のとおりとする。
- ① 当該自治体及び地区社会福祉協議会からの申出に基づき、情報の提供を行う。
 - ② 申出をしようとする自治会及び地区社会福祉協議会は、市長に対し、名簿管理者を届出なければならない。
- (7) 自治会及び地区社会福祉協議会に対し情報を提供しようとするときは、当該情報の提供を受ける自治会及び地区社会福祉協議会と、下記について、当該情報の取扱いに関する協定を締結する。

- ① 提供する情報の対象者が居住する区域
 - ② 情報の提供及び閲覧の制限に関する事項
 - ③ 情報の管理の方法に関する事項
 - ④ 協定に違反した場合の措置
 - ⑤ その他情報の管理に関し必要な事項
- (8) 情報の提供を受けた団体等は、情報の漏えい、滅失又は毀損の防止等、情報の安全管理のために必要かつ適切な措置を講じなければならない。
- (9) 情報の提供を受けた団体等は、当該条例に規定する目的以外のために、提供された情報を管理、閲覧、利用、提供してはならない。
- (10) 名簿管理者等は、支え合い活動により知り得た個人の秘密を漏らしてはならない。

3 制定期間

平成26年5月下旬までに審議、答申を頂き、平成26年9月制定、平成27年4月施行を予定しています。
スケジュールは別添のとおりです。

4 制定後の取り組み

当該条例の制定後には、周知期間を設け、タウンミーティング等を通じて、積極的に市民や自治会等に説明・周知を図り、理解と協力を求めています。

その上で、対象者への意向確認調査を実施するなど、不同意の意思表示等を行う機会を担保しながら、当該条例の規定に基づき、あらかじめ自治会等に情報の提供を行うことができるよう名簿を整備して、日常的な見守り活動や災害時の避難支援のためのより実効性のある体制の構築に繋げていきます。

5 参考資料（別添）

- (1) 流山市の状況
- (2) 流山市地域見守りネットワーク実施マニュアル